

エンタメカルチャーフェス2026 出店規約

前文

この規約は、エンタメカルチャーフェス2026実行委員会が2026年10月31日（土）に四日市市民公園において開催する「エンタメカルチャーフェス2026」（以下「本イベント」という。）への出店に関し、主催者と出店者との間の権利義務を定めるものである。

出店を申し込む者は、本規約の全ての条項に同意したものとみなす。

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、本イベントを安全かつ円滑に運営し、来場者に三重県及び四日市市の食文化の魅力を伝えるという本イベントの趣旨を実現するため、出店に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 主催者** 権利能力なき社団であるエンタメカルチャーフェス2026実行委員会（TEAM55LAB）をいう。
- 出店者** 主催者から出店の承諾を受け、本イベントに出店する個人、法人その他の団体をいう。
- 出店申込者** 本イベントへの出店を申し込んだ者で、まだ主催者の承諾を受けていないものをいう。
- 区画** 主催者が出店者に対し、本イベントの開催日に限り使用を認める会場内の場所をいう。
- 出店物** 出店者が区画において販売し、提供し、又は展示する飲食物、物品及び役務をいう。

6. **売上高** 本イベントへの出店を契機として開催日に成立した販売の対価の総額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。現金、キャッシュレス決済、事前予約、後日配送その他決済の方法を問わない。取消し又は返金ができる取引は控除する。決済手数料、原材料費その他の費用は控除しない。

第3条（主催者の表示）

1. 本イベントの主催者の表示は、次のとおりである。

名称 エンタメカルチャーフェス2026実行委員会（TEAM55LAB）
代表者 森田員丈
連絡先 電話 080-6929-6207／電子メール info@team55lab.com
受付時間 平日10時から17時まで

2. 本規約に基づく権利義務は、主催者（実行委員会）に帰属する。**森田員丈は、実行委員会の代表者として主催者を代表する者であり、別途書面による保証契約を締結しない限り、個人として本規約に基づく契約の当事者又は保証人となるものではない。**

第4条（開催概要）

1. 本イベントの開催概要は、次のとおりである。

項目	内容
名称	エンタメカルチャーフェス2026（四日市エンタメカルチャーフェス）
開催日	2026年10月31日（土）
開催時間	11時00分から20時00分まで
会場	四日市市民公園（四日市市／アピタ前）
搬入・設営	9時00分から
撤収	21時00分まで（会場の使用期限）

2. 主催者は、天候、会場管理者の指示、行政機関の要請その他やむを得ない事由により、開催日時、

開催時間、会場又は内容を変更することができる。この場合、主催者は速やかに出店者に通知する。

第2章 出店資格及び申込み

第5条（出店資格）

出店者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

1. 三重県内に事業所、店舗、工房、農地その他の活動の本拠を有する者であること。
2. 出店物が、三重県内で生産され、若しくは加工された飲食物若しくは特産品であるか、又は三重県内で生産された食材を使用した商品であること。
3. 本イベントの趣旨及び目的に賛同し、本規約及び主催者の指示に従って出店できること。
4. 出店物の販売又は提供に必要な許可、認可、免許、登録及び届出（以下「許可等」という。）を、自らの責任と費用において適法に備えなければならない。主催者の求めに応じて、許可等の書面を提示すること。
5. **第24条**に定める反社会的勢力に該当しないこと。

第6条（申込みの権限）

1. 出店申込者は、自ら又は申込者を代表して契約を締結する権限を有する者が申し込むものとする。
2. 出店申込者が未成年者である場合は、法定代理人の同意を得なければならない。
3. 学校が出店する場合は、学校の設置者又は権限を有する責任者が申し込むものとし、開催日には成年の責任者を区画に配置しなければならない。

第7条（出店の申込み及び承諾）

1. 出店申込者は、主催者の定める申込フォーム（<https://team-55lab.jp/shutten/>）から必要事項を入力して申し込むものとする。
2. 申込みの締切りは、**令和8年10月6日(火)（延長する場合あり）**とする。ただし、申込多数の場合は、締切日前に募集を終了することがある。
3. 主催者は、出店申込者から提出された内容を審査し、出店の可否を決定する。審査に当たっては、

第5条の出店資格のほか、出店物の内容、本イベントの趣旨との適合性、出店区分ごとの募集枠及び出店内容の重複の有無を考慮する。

4. 主催者が出店申込者に対して出店を承諾する旨を通知した時に、主催者と当該出店申込者との間に本規約を内容とする出店契約が成立する。

5. **申込みの後、承諾の通知までの間に本規約が変更された場合、主催者は、変更後の規約を示して改めて同意を得るものとする。**

6. 主催者は、審査の結果について、その理由を開示する義務を負わない。

7. 既に主催者から個別に出店の打診を受けている者も、管理の一元化のため、前項までの手続により申込フォームから申し込むものとする。

第8条（出店区分及び募集枠）

1. 出店区分及び募集枠は、次のとおりとする。

区分	内容	募集枠
飲食ブース・キッチンカー	三重県の特産品又は県内産食材を使用した飲食物の調理・販売	8組程度
食品特産品販売（物販）	三重県内で生産・加工された生鮮食品、加工食品、農産物、畜産物、水産物、飲料類、乳製品、菓子類の販売	10組程度

2. 主催者は、出店内容の重複の回避、会場のレイアウト、来場者の動線その他の運営上の事情を考慮し、募集枠を変更することができる。また、出店内容が重複せず、会場に余裕がある場合は、前項の募集枠を超えて出店を認めることがある。

第9条（区画の指定）

1. 区画の位置及び面積は、主催者が会場のレイアウト、電源の配置、動線、火気の使用の有無その他の事情を考慮して指定する。出店者は、区画の位置を指定することはできない。

2. 1区画の標準的な面積は、**間口2メートル、奥行2メートル**とする。

3. 出店者は、指定された区画の範囲内で、什器、テント、車両、看板及び装飾を設置しなければならない。区画外への設置及びはみ出しは認めない。

4. 出店者は、主催者の事前の書面（電子メール及びメッセージアプリによるものを含む。以下同じ。）による承諾なく、区画の全部又は一部を第三者に使用させ、又は第三者の商品を販売してはならない。

第3章 許認可

第10条（食品衛生に関する許認可）

1. 出店者は、出店物の販売又は提供に必要な食品衛生法上の営業許可又は営業届出を、自らの名義により、自らの責任と費用において取得し、又は行わなければならない。
2. 手続の要否は、品目、保存の方法、製造の場所、会場における小分け・開封・加熱の有無により異なる。包装済みの食品であって常温で保存しても衛生上の危害のおそれがないものの販売は、手続を要しない場合がある。出店者は、取り扱う品目ごとに四日市市保健所の確認を受け、その回答又は確認の記録を主催者に提出しなければならない。
3. 主催者は、申込内容に基づき四日市市保健所と事前に協議し、出店者ごとに必要と見込まれる手続を通知する。ただし、最終的な要否は所管行政機関の判断による。出店者は、主催者からの通知のみに依拠せず、自ら所管行政機関の確認を受けなければならない。
4. キッチンカー（自動車営業）による出店をする場合、出店者は、その営業許可の許可条件、取扱品目及び給水タンクの容量が、本イベントにおける出店内容を包含していることを確認しなければならない。

参考——四日市市の案内によれば、令和8年（2026年）6月1日以降は、三重県保健所又は四日市市保健所のいずれか一方で取得した営業許可により、県内全域で営業が可能とされている。もっとも、許可の区域とは別に、許可条件及び取扱品目の範囲が出店内容を満たしているかは、出店者において確認を要する。

第11条（露店営業等の施設基準）

1. 屋外のテント等において調理を行う出店者は、「四日市市露店営業等に関する規則」の定める施設基準に適合する施設を設置しなければならない。

2. 同規則が定める施設の基準には、次のものが含まれる（出店者は、必ず四日市市保健所において最新の基準を確認すること）。

事項	基準の内容
構造	天井、三方の側壁及び必要に応じて床を有し、清掃しやすく、じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造であること
手洗い	従事者専用の、消毒液を備えた手洗設備を設けること
給水	給水設備及び手洗設備の水供給量が、合わせて18リットル以上であること
排水	給水設備及び手洗設備の容量に応じ、適切に排水できる設備を設けること
冷蔵	冷蔵又は冷凍を要する食品を扱う場合は、取扱食品に応じた冷蔵又は冷凍設備を備えること

3. 同規則によれば、取扱品目は原則として1施設につき1品目とされ、また、揚げる、焼く、蒸す、煮る等の1工程で加熱調理された食品等に限られる。出店者は、取り扱おうとする品目及び調理工程が営業許可の範囲内であることを、あらかじめ四日市市保健所に確認しなければならない。

4. 出店者は、食品衛生責任者を置き、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施しなければならない。

第12条（消防に関する手続）

1. 火気を使用する出店者は、使用する火気器具、燃料、発電機、ガス容器、危険物及び消火器について、消防法令及び四日市市火災予防条例に基づき必要となる届出その他の手続を、自らの責任と費用において、所轄消防署（四日市市消防本部予防保安課）に行わなければならない。

2. 出店者は、前項の手続に要する期間を踏まえ、主催者が指定する日までに手続を完了し、又は完了する見込みを主催者に報告しなければならない。

3. 出店者は、第1項の手続において届け出た器具以外の火気器具を使用してはならない。

4. 火気を使用する出店者は、消火器を区画内に配置しなければならない。本数及び種類は、所轄消防署の指示による。

5. 主催者は、会場全体の避難経路及び共通動線の確保に関する事項に限り、所轄消防署と協議する。
個々の出店者の火気使用に関する届出その他の手続は前各項のとおり出店者が行うものとし、主催者はこれを代行しない。

第13条（酒類の販売及び提供）

1. 未開栓の容器のまま引き渡す方法により酒類を販売する出店者（会場外への持ち帰りを予定するものを含む。）は、所轄税務署に対し、**期限付酒類小売業免許の申請又は届出**を行い、必要な酒類販売管理者を選任しなければならない。手続には期限があるため、出店者は、余裕をもって所轄税務署に確認すること。

2. コップ等に注いで会場内で直ちに飲用させる方法により提供する場合は、酒類販売業免許を要しないのが原則である。ただし、この場合においても、食品衛生法上の営業許可の範囲に含まれているかを確認しなければならない。

3. 酒類を提供し、又は販売する出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. **20歳未満の者に対して酒類を提供し、又は販売しないこと。** 年齢の確認は、外見によらず、必要に応じて公的な身分証明書の提示を求める方法により行うこと。

2. 自動車等を運転する者に対して酒類を提供し、又は販売しないこと。

3. 明らかに酩酊している者に対して、更に酒類を提供しないこと。

4. 出店者は、酒類の容器を回収するための容器を区画内に用意しなければならない。

第14条（書類の提出）

1. 出店者は、次の書類の写しを、主催者の求めに基づいて提出しなければならない。

(1) 営業許可証、営業届出の受理を証する書面又は手続を要しない旨の保健所の確認記録

(2) 販売品目一覧

(3) 調理工程表（調理を伴う場合に限る。）

(4) 自動車検査証（キッチンカーによる出店の場合に限る。）

(5) 酒類に関する免許又は届出を証する書面（酒類を販売する場合に限る。）

2. 第1項の書類が提出されない場合、又は提出された書類により必要な手続が完了していないと認められる場合、**主催者は、当該出店者の出店を認めないことができる。**この場合における主催者の責任については、第26条による。

第4章 出店料及び設備

第15条（出店料）

1. 出店料は、次のとおりとする。

区分	出店料
出店物の販売を伴う出店	開催日の売上高の10パーセント（消費税及び地方消費税を含む。）
出店物の販売を伴わない出展	一律5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 出店者は、開催日の営業終了後、主催者が定める様式の売上報告書に売上高を記載し、主催者に提出しなければならない。

3. 出店者は、売上高を算定した資料を1年間保存しなければならない。主催者は、報告された売上高に合理的な疑義がある場合に限り、その提示を求めることができる。

4. 報告の漏れが確認された場合、出店者は、不足額を主催者に支払う。

5. 出店者は、第2項の売上報告書に加え、レジ又は精算システムの精算記録の写しを主催者に提出しなければならない。ただし、主催者がその他の適切な方法によることを認めたときは、その方法による。

6. 出店料の支払方法及び支払期限は、**当日現金精算とする**。

第16条（設備の貸与及び費用）

1. テント、長机、椅子、照明器具、発電機その他の設備は、出店者が自らの費用と責任において用意するものとする。

2. 前項の設備を用意できない出店者は、申込みの際にその旨を申し出ることにより、主催者から有償で借り受けることができる。ただし、主催者が用意できる数量には限りがあり、申込順とする。なお、照明器具（ランタン等）は貸与しない。

3. 貸与する設備の品目、料金、取消しの場合の負担その他の貸与の条件は、主催者が別途定め、出店

者に通知する。

4. 出店者は、借り受けた設備を善良な管理者の注意をもって使用し、開催日の撤収時に原状のまま返還しなければならない。出店者の責めに帰すべき事由により設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、出店者は、その修理費用又は再調達費用を負担する。

5. 主催者が貸与する設備に瑕疵があったことにより出店者又は第三者に損害が生じた場合の主催者の責任は、第26条による。

第5章 出店者の遵守事項

第17条（火気及び電源）

1. 発電機は、主催者が承認した場所に設置しなければならない。排気がテント内又は来場者の動線に流入しないようにすること。
2. 発電機への給油は、火気から離れた場所で、営業時間外に行うものとする。
3. 主催者は、会場の電源を保証しない。電源の使用を希望する出店者は、申込みの際に必要な電力（ワット数）及び使用する機器を申告するものとし、主催者が会場管理者と調整のうえ可否を回答する。
4. 区画外への配線は、主催者が承認した場合に限り、ケーブルプロテクターその他の保護措置を施すことを条件として認める。たこ足配線をしてはならない。

第18条（営業時間、搬入出、ごみ及び原状回復）

1. 出店者の営業時間は、原則として本イベントの開催時間（11時00分から20時00分まで）とする。出店物が完売した場合は、主催者に届け出たうえで営業を終了することができる。
2. 主催者は、本イベントの進行上必要があるときは、出店者に対し、一時的な営業の中断又は音量の抑制を求めることができる。出店者は、これに協力する。
3. 搬入及び設営は開催日の9時00分から、撤収及び搬出は20時00分から21時00分までの間に行う。搬入及び搬出に車両を使用する場合、出店者は、事前に主催者に届け出なければならない。
4. 会場内に車両を駐車することはできない。搬入後は、速やかに近隣の有料駐車場へ移動する。ただ

し、キッチンカーとして区画内に据え置く車両については、この限りでない。

5. 出店に伴い生じたごみ（調理くず、容器包装、段ボール、廃食用油を含む。）は、出店者が全て持ち帰る。会場内のごみ箱は来場者用であり、出店者は使用できない。

6. 出店者は、排水を会場内に流してはならない。排水は、出店者が容器に受けて持ち帰る。

7. 出店者は、区画の地面（芝生を含む。）が油、水その他により汚損するおそれがある場合、ブルーシート等により養生しなければならない。

8. 出店者の責めに帰すべき事由により会場又は会場の設備を汚損し、又は損傷したときは、出店者は、その原状回復に要する費用を負担する。

第19条（出店内容の制限及び禁止行為）

1. 出店者は、申込みの際に届け出た出店物以外のものを販売し、又は提供してはならない。出店物を変更しようとするときは、事前に主催者の書面による承諾を得なければならない。

2. 出店者は、次の行為をしてはならない。

1. 法令に違反する物品又は役務の販売及び提供
2. 医薬品、医薬部外品その他販売に許可を要する物品の無許可販売
3. 危険物、模造刀剣類その他来場者に危害を及ぼすおそれのある物品の販売
4. 本イベントの趣旨に照らして不適切な内容の出店物の販売及び展示
5. 区画外での客引き、呼び込み及び販売
6. 会場内での喫煙（会場内は全面禁煙とする。）
7. 政治活動、宗教活動、勧誘活動及び署名活動
8. 募金活動（主催者が別に認めた場合を除く。）
9. 他の出店者、来場者又は近隣住民に迷惑を及ぼす行為
10. 主催者の許諾を得ない大音量の音出し

3. 出店者は、区画内の装飾を自由に行うことができる。ただし、本イベントがハロウィンをテーマとすることに鑑み、ハロウィンを意識した装飾に協力するよう努める。

4. 出店者は、屋外での開催であることに鑑み、風対策及び日除け対策を自らの責任において講じなければならない。**テント、看板、のぼり、装飾物その他の設置物には、必ずウエイトその他の転倒防止措置を施さなければならない。**

5. 出店者は、出店物の表示について、次の事項を遵守しなければならない。

1. 産地、原材料、品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれのある表示をしないこと。**本イベントは三重県産であることを出店の要件としており、産地の表示は正確に行わなければならない。**
2. 価格その他の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれのある表示をしないこと。
3. 「無農薬」「オーガニック」「日本一」その他の表示を用いる場合は、その根拠を説明できるようにしておくこと。
4. 景品類を提供する場合は、その最高額及び総額について法令の定める限度を超えないこと。
6. 出店者は、出店物に含まれるアレルギー物質について、来場者から求められたときは、これを回答できるようにしておかなければならない。

第20条（事故及び健康被害への対応）

1. 出店者は、出店物に起因する食中毒その他の健康被害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、**直ちに当該出店物の販売を停止し、主催者に報告するとともに、保健所の指示に従わなければならない。**
2. 出店者は、前項の場合、**原因と考えられる食品、仕入れの記録、販売の記録及び残品を保全しなければならない。**
3. 出店者は、回収及び購入者への告知が必要となったときは、主催者及び保健所の指示に従い、これに協力する。
4. 火災、強風、落雷、地震、群集事故その他の緊急時においては、出店者は、**主催者の定める責任者の指示に従う。**ただし、119番通報その他の緊急の通報は、主催者を經由せず直接行うことができる。

第6章 広報、個人情報

第21条（広報物への掲載及び撮影）

1. 出店者は、主催者が本イベントの広報のため、出店者の名称、屋号、出店物の内容、写真及びウェブサイトのURLを、本イベントの公式ウェブサイト、SNS、チラシ、ポスター、パンフレット、会場

内掲示物及び報道機関への提供資料に掲載することを承諾する。

2. 出店者は、前項の掲載に用いる写真及び紹介文を、主催者の指定する期日までに提出する。

3. 出店者は、前項の写真について、自らが利用の権利を有すること、及び第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないことを保証する。

4. 主催者は、本イベントの記録及び広報のため、会場内において写真及び動画を撮影する。出店者は、これらに出店者、その従業員及び区画の様子が撮影され、公表されることを承諾する。

5. 出店者が自ら撮影した写真及び動画を公表する場合、出店者は、被写体となる来場者及び他の出店者の権利に配慮しなければならない。

第22条（個人情報の取扱い）

1. 主催者は、申込みにより取得した出店者の個人情報を、次の目的のために利用する。

1. 出店の可否の審査及びその結果の通知

2. 本イベントの運営に関する連絡（出店者用オープンチャットにおける表示名の掲示を含む。）

3. 出店料の請求及び精算

4. 保健所、消防機関、税務署その他の行政機関への提出

5. 次回以降の本イベントに関する案内

2. 主催者は、法令に基づく場合を除き、出店者の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しない。ただし、前項第4号の場合はこの限りでない。

3. 主催者は、取得した個人情報を、本イベントの終了後5年を経過した後に廃棄する。

第7章 中止、解除及び責任

第23条（荒天等による中止及び縮小）

1. 本イベントは、小雨の場合は決行する。

2. 主催者は、荒天、災害、感染症の流行、会場管理者若しくは行政機関の指示その他やむを得ない事由により、又は会場の使用に必要な許可を得られなかったことにより、本イベントの全部又は一部を中止し、又は規模を縮小することができる。

3. 前項の判断は、原則として **開催日の前日17時まで** に行い、主催者は、**出店者用のオープンチャット及び電子メールにより通知するとともに、公式ウェブサイトにより公表する**。ただし、開催日当日の急激な天候の悪化その他緊急を要する場合は、この限りでない。
4. 本イベントが中止となった場合、出店料は発生しない。
5. **中止又は縮小の原因が当事者双方の責めに帰することのできない事由であるときは、主催者は、出店者の準備費用（食材の仕入費用を含む。）及び逸失利益を補償しない**。出店者は、中止の可能性があることを前提に、食材の仕入れその他の準備を行うものとする。
6. **主催者の責めに帰すべき事由による中止又は縮小については、第26条による。**

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 出店者は、自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。
2. 出店者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いた業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
3. 出店者が前2項に違反したときは、主催者は、催告することなく直ちに出店契約を解除することができる。**この場合における主催者の責任については、第26条による。**

第25条（是正の求め、出店の中止及び退場）

1. 主催者は、出店者が本規約に違反し、又は主催者の指示に従わないときは、**相当の期間を定めて違反の是正を求め、当該期間内に是正されない場合に限り、出店の中止、出店物の撤去又は会場からの退場を求めることができる。**
2. **前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、安全、衛生又は法令の遵守のため緊急を要するときは、主催者は、催告することなく直ちに出店の中止、出店物の撤去又は会場からの退場を求めることができる。**
 1. 必要な許可、免許又は届出を備えていないことが判明したとき。
 2. 申込内容に虚偽があったとき。
 3. 来場者、他の出店者又は近隣住民の安全若しくは衛生に危険を及ぼし、又はそのおそれがある

とき。

4. 届出をしていない火気器具を使用したとき。

5. 本イベントの円滑な運営を著しく妨げたとき。

3. 前2項の措置は、違反の性質及び程度に照らして相当な範囲に限る。

4. 前2項による場合における主催者の責任については、第26条による。この場合においても、出店者は、既に生じた売上高に応じた出店料の支払義務を免れない。

第26条（責任の分担及び主催者の責任の範囲）

（出店者の責任）

1. 出店者は、自己若しくはその従事者の故意若しくは過失、出店物の欠陥又は自己が設置若しくは管理する設備の不備により生じた損害について、その寄与の割合に応じて責任を負う。主催者又は会場管理者の責めに帰すべき事由が競合する場合、出店者は、その割合に対応する部分について責任を負わない。

2. 出店者が設置し、又は管理するテント等が民法上の土地の工作物に該当する場合、その責任は、同法その他の法令の定めるところによる。主催者が所有し、又は貸与した設備の設置、保存又は製品上の欠陥に関する主催者の責任を妨げない。

3. 出店者の行為又は出店物に起因して主催者が第三者に対して損害賠償責任を負ったときは、出店者は、主催者に対し、その寄与の割合に応じて、主催者が支払った賠償額及び解決に要した合理的かつ必要な範囲の費用（弁護士費用を含む。）を補償する。

4. 主催者は、前項の請求を第三者から受けたときは、速やかに出店者に通知し、出店者に対し、防御及び和解の協議に参加する機会を与える。

（主催者の責任の範囲）

5. 主催者が出店者に対して負う損害賠償の責任は、請求の原因が債務不履行、不法行為、不当利得その他のいずれの法的性質に基づくものであるかを問わず、現実が発生した通常かつ直接の損害に限る。

6. 前項の規定は、次の場合には適用しない。

1. 主催者の故意又は重大な過失による場合

2. 人の生命又は身体に生じた損害

7. 本規約中の主催者の責任に関する定めは、全て本条の適用を受ける。本規約の他の条項に主催者が責任を負わない旨の定めがある場合においても、前項各号に該当するときは、主催者はその責任を免

れない。

8. 主催者は、会場における出店者の物品の盗難及び紛失について責任を負わない。ただし、主催者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

9. 主催者は、来場者数、売上高、天候その他の営業上の成果に影響する事情について、保証をしない。

第27条（出店者による取消し）

1. 出店者は、やむを得ない事由により出店できなくなったときは、直ちに主催者に連絡しなければならない。

2. 出店料は売上高に応じて発生するものであるため、出店者が出店を取り消した場合においても、出店料は発生しない。ただし、第16条により設備の貸与を申し込んでいた場合の負担は、同条第3項により主催者が定める条件による。

3. 出店者が正当な理由なく無断で出店しなかったときは、主催者は、当該出店者に対し、次回以降の本イベントへの出店を認めないことができる。

第8章 雑則

第28条（連絡方法）

1. 主催者と出店者との連絡は、原則として主催者が開設する出店者用のLINEオープンチャットにより行う。出店者は、これに参加するものとし、別に定める参加ルールに従う。

2. **重要な通知（中止、縮小、営業可否の確定を含む。）は、オープンチャットに加え、電子メールによっても行う。**

3. 個別の相談、苦情その他他の出店者に関わらない事項の連絡は、第3条第1項に定める電話又は電子メールにより行うものとし、オープンチャットに投稿してはならない。

4. **前項にかかわらず、緊急の通報、並びに法令違反及び安全上の問題の報告は、紹介者その他の者を經由せず、直接行うことができる。**

第29条（出店者説明会）

1. 主催者は、開催日前に出店者説明会を実施する。出店者は、これに出席するものとする。
2. 説明会の日程は、**2026年10月7日(水) 13:00～13:30、2026年10月10日(土) 12:00～12:30の2回**とし、出店者はいずれかに出席する。いずれにも出席できない特段の事由がある場合は、別途、対応を協議するものとする。

第30条（規約の変更）

1. 主催者は、**民法の定型約款に関する規定の要件を満たす場合に限り**、本規約を変更することができる。
2. 出店料、損害賠償、許認可、保険その他出店者に不利益となる重要な変更については、**出店者の個別の同意を得るものとする**。同意しない出店者は、負担なく出店を取り消すことができる。
3. 主催者は、本規約を変更するときは、変更後の内容及び効力発生時期を、あらかじめ公式ウェブサイト、出店者用オープンチャット及び電子メールにより周知する。

第31条（文書間の優先順位）

本規約、申込フォームの記載、許認可に関する確認書、出店者説明会の資料及び出店者用オープンチャットの参加ルールの内容が抵触する場合は、**本規約を優先する**。ただし、主催者が個別に書面により合意した事項は、本規約に優先する。

第32条（権利義務の譲渡禁止）

出店者は、主催者の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく地位並びにこれにより生じる権利及び義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第33条（分離可能性）

本規約の一部の条項が法令により無効とされ、又は合意されなかったものとみなされる場合においても、**その余の条項の効力は妨げられない**。

第34条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた事項については、主催者と出店者とが誠実に協議して解決する。

第35条（準拠法及び管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈する。
2. 本規約及び出店契約に関して生じた紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2026年9月26日から施行する。